

熱中症予防管理者講習のご案内

令和7年6月1日から、熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策が強化され、労働安全衛生規則第612条の2が施行されました。

基本的な考え方は「見つける⇒判断する⇒対処する」です。現場では、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処し、重篤化を防止するため、「体制の整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務付けられました。

また、「令和8年度STOP！熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱では、熱中症予防に係る責任体制の確立を図ることとし、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は熱中症予防管理者労働衛生教育（3時間45分）を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから「熱中症予防管理者」を選任し、所定の業務を実施することとしています。

そこで、当協会では「熱中症予防管理者教育インストラクター」による講習を実施することとしましたので、お申し込みください。

記

1. 日時①：令和8年4月17日(金) 13時～17時00分

清水テルサ（静岡市清水区島崎町223）

日時②：令和8年5月26日(火) 13時～17時00分

清水テルサ（静岡市清水区島崎町223）

日時③：令和8年6月26日(金) 13時～17時00分

清水テルサ（静岡市清水区島崎町223）

2. 内容： 「熱中症の症状（30分）」 「熱中症の予防方法（150分）」 「熱中症の災害事例・緊急時の救急処置（30分）」 「関係法令（15分間）」 合計3時間45分

3. 受講料（消費税・修了証明書・テキスト代含む）

会員： 10,000円 それ以外の方： 11,000円

4. 申込方法

(1) 受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて2週間前までに当協会（清水労働基準協会）へお申し込み下さい。

(2) 協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。FAXが到着後振込銀行口座等を記載した文書をFAXまたはメールにてお送りします。

※ 請求書・領収書をご希望で郵送料が発生した場合、また振込手数料は申込者でご負担願います。

(3) 取り消し、また受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。

5. 修了証の交付 修了者には、当日「修了証明書」を交付します。

6. 持参するもの（テキストは会場でお渡しします） 受講票、筆記用具

7. 受講の申込み・問合せ

清水労働基準協会（静岡市清水区万世町2-7-4） TEL・FAX 054（351）4584

(申込コピー可)

熱中症予防管理者講習 申込書

講習日 月 日

| 受講者氏名 | 生年月日 | 現住所 |
|-------|-------|-----|
| ふりがな | 昭和・平成 | 〒 |
| | ・ | |
| | ・ | |
| ふりがな | 昭和・平成 | 〒 |
| | ・ | |
| | ・ | |
| ふりがな | 昭和・平成 | 〒 |
| | ・ | |
| | ・ | |
| ふりがな | 昭和・平成 | 〒 |
| | ・ | |
| | ・ | |

令和 年 月 日

事業所の名称

〒

所在地

電話番号

FAX番号

担当者部署名

メールアドレス

担当者氏名

会員非会員の別：清水協会員 ・ () 労働基準協会 ・ 非会員 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、
申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)